

# 「性的マイノリティ」に対する正しい理解のために

平成 28 年 3 月  
兵庫県教育委員会

生まれた時の外観や血液検査などで判断される「身体の性」と、自分が自覚している「心の性」は、必ずしも一致するものではありません。恋愛対象が異性とは限りません。周りと違う自分に違和感を持ちながらも、いじめや差別につながることへの不安から、誰にも相談ができず悩んでいる人がいます。

また、セクシュアリティ（性のあり方）に関係する“からかい”や“差別的な言葉の暴力”により、自尊感情を傷つけられるだけでなく、不登校、自殺につながることもあります。

学校においては、学級に当該児童生徒が在籍していることを想定した上で、文部科学省通知を踏まえるとともに、本研修資料を活用するなど、すべての教職員が「性的マイノリティ」に対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進する必要があります。

## セクシュアリティの要素

セクシュアリティは、身体の性（生物学的な性）、心の性（性自認）、恋愛対象（性的指向）などの要素で説明することができます。

身体の性と心の性が一致しており、恋愛対象が異性である人が多数者であることに対して、そうではない人々は「性的マイノリティ」（性的少数者）とも呼ばれています。

Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の英語の頭文字をとった「SOGI」という表現を使う場合もあります。

## 1 性同一性障害に係る児童生徒

### (1) 心の性（性自認）

心の性（性自認）とは、男性または女性であることの自己認識を言います。

トランスジェンダー（Transgender）とは、身体の性と心の性が一致しない状態の人を言います。

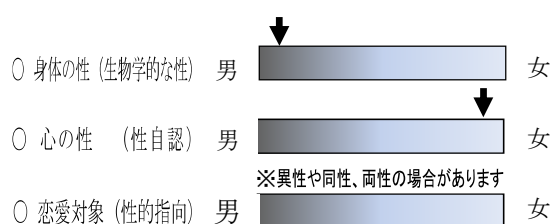
例えば、身体の性は男性で心の性が女性のMTF（Male to Female）、身体の性は女性で心の性は男性のFTM（Female to Male）があります。

性同一性障害は、医学的な診断名であり、より広い意味をもつトランスジェンダーに含まれます。

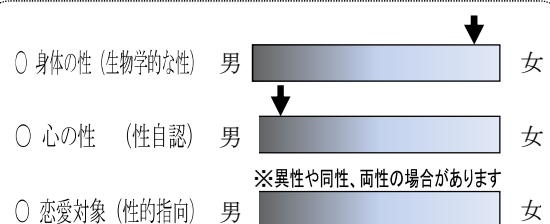
### (2) セクシュアリティの要素から見たMTFとFTM

	トランスジェンダー	
	MTF	FTM
身体の性（生物学的な性）	男	女
心の性（性自認）	女	男
恋愛対象（性的指向）	異性や同性、両性の場合があります	異性や同性、両性の場合があります

#### <トランスジェンダー（MTF）の場合>



#### <トランスジェンダー（FTM）の場合>



※矢印の位置は人によって異なるため、あくまでも一つの例を示しています。

※上記以外に、心の性（性自認）において、女性でも男性でもないとする、あるいは揺れているエックスジェンダーがあります。

## 2 性同一性障害に係る国の動き

- (1) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律【2003(平成15)年7月公布、2011(平成23)年5月改正】
- 第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。
- ア 二十歳以上であること。
  - イ 現に婚姻をしていないこと。
  - ウ 現に未成年の子がいないこと。(2011(平成23)年改正前：現に子どもがいないこと)
  - エ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
  - オ その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

性同一性障害者とは、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されています。(第二条)

### 【参考1】

2006(平成18)年度から2014(平成26)年度末までに5,097名の戸籍の性別が変更されました。【法務省の統計より】

### 【参考2】

2013(平成25)年に公開されたアメリカ精神医学会の精神障害/疾患の診断・統計マニュアルでは、性同一性障害をさす「GID: Gender Identity Disorder」が「Gender Dysphoria」に変更されました。2014(平成26)年5月、日本精神神経学会は「Gender Dysphoria」を「性別違和」と訳しました。

- (2) 人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】【2008(平成20)年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議(文部科学省)】  
 その他の人権課題として、「性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)を理由とする偏見・差別」や「性同一性障害者の人権」が示されています。
- (3) 文科省通知「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」【2010(平成22)年4月】  
 各学校に対して、「学級担任や管理職を始めとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応」をお願いしています。
- (4) 文科省調査「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」【2013(平成25)年4月～12月】  
 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状把握を行い、学校における性同一性障害に係る対応を充実させるための情報を得ることを目的に実施されました。

### 【調査結果】

報告のあった件数 606件(※)

※ この件数は、児童生徒本人が性別違和感を持ち、かつ児童生徒本人又は保護者が性同一性障害であるとの認識を有し、その児童生徒本人の自己認識を学校の教職員に開示しているものです。児童生徒本人又はその保護者が、本調査に対して回答することを望まないケースについてまで報告を求めているため、必ずしも学校における性同一性障害を有する者の実数を反映しているものとは言えません。

#### ○ 戸籍上の性別

男	女	無回答
237件 (39.1%)	366件 (60.4%)	3件 (0.5%)

#### ○ 学校段階

小学校			中学校	高等学校
低学年	中学年	高学年		
26件 (4.3%)	27件 (4.5%)	40件 (6.6%)	110件 (18.2%)	403件 (66.5%)

(5) 文科省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」【2015(平成27)年4月】

ア 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- ・ 学校における支援体制
- ・ 医療機関との連携
- ・ 学校生活の各場面での支援（別表「学校における支援の事例」参照）
- ・ 卒業証明書等
- ・ 当事者である児童生徒の保護者との連携 等

イ 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- ・ いじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等の推進
- ・ 悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となる教職員の育成
- ・ 児童生徒が相談しやすい環境の整備 等

別表「学校における支援の事例」

項目	支援の事例
服装	・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・ 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名簿上扱う。
授業	・ 体育及び保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・ 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

文部科学省調べ

※ 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々です。また、その違和感は成長に従い変動があり得るものとされていることから、先入観をもち、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要です。

また、教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動（ホモ、オカマ、レズ、オネエなど）を慎むことはもちろん、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えることが必要です。

性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒については、教職員が性のあり方の多様性について理解を深めるとともに、当該児童生徒のありのままの姿を受容し、本人の自尊感情や自己肯定感を育むことが大切です。

### 3 県教育委員会の取組

#### (1) 取組の経緯

**人権教育基本方針【1998(平成10)年3月】**

人権課題の解決に当たっては、個別的な対応だけでなく、人権という共通の価値に立脚し、生命の尊厳やボランティア精神の尊さ、他者を思いやる心の大切さなど震災から学んだ教訓を生かし、「人権という普遍的文化」を構築することを目標に、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育を推進しています。

**高校生用教育資料「HUMAN RIGHTS」の改訂【2011(平成23)年3月】**

「活用の手引き」において、性同一性障害の説明と法令等を紹介しています。

**幼稚園用及び小学校低学年用教育資料「ほほえみ」の改訂【2012(平成24)年3月】**

いじめや偏見の解消に向けた発達段階に応じた指導資料を作成するとともに、「活用の手引き」において、性別役割分担意識等を紹介しています。

**小学校中学年用及び高学年用教育資料「ほほえみ」の改訂【2013(平成25)年3月】**

いじめや偏見の解消に向けた発達段階に応じた指導資料を作成するとともに、高学年用においては、「活用の手引き」において、性同一性障害の説明と法令等を紹介しています。

**中学生用教育資料「きらめき」の改訂【2014(平成26)年3月】**

いじめや偏見の解消に向けた発達段階に応じた指導資料を作成するとともに、「活用の手引き」において、性同一性障害の説明と法令等を紹介しています。

## (2) 基本的な考え方

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、「性的マイノリティ」は人権課題の一つと明示され、学校においても教職員が正しく理解し、適切に対応することが重要です。

県教育委員会では、校長等の管理職や初任者、さらには各校の人権教育担当教員等を対象とした研修会において、「性的マイノリティ」に関する指導資料を掲載した人権教育資料を活用したり、有識者や当事者を講師に招聘するなど、「性的マイノリティ」に関する正しい理解促進に取り組んでいます。

このような中、学校における支援体制や医療機関との連携等、配慮すべき事項がとりまとめられた平成27年4月30日付け文部科学省通知を受け、例えば、戸籍上の性別による制服の着用に悩みのある生徒について自ら認める性別の制服の着用を認めたり、更衣・トイレについて職員用のものを使用させるなど、現場の実態に合わせて適切に対応するよう県内の公立学校に周知をしました。

また、これまでに、学校からの相談に対応して蓄積された対応事例を適宜提供して、悩みや不安を抱える児童生徒の支援に努めてきました。

引き続き、文部科学省通知を踏まえ、各学校においても人権教育担当教員を中心として校内研修を実施し、速やかにすべての教職員の「性的マイノリティ」への理解促進を図り、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりを推進する必要があります。

## 4 相談窓口

- ・ 全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110
- ・ 子どもの人権110番 0120-007-110
- ・ 兵庫県精神保健福祉センター（心の悩みや精神的な病気、社会復帰の相談） 078-252-4980
- ・ 神戸市精神保健福祉センター（自殺予防とこころの健康電話相談） 078-371-1855
- ・ （公財）兵庫県人権啓発協会 078-242-5355

## 5 関連資料

セクシュアリティを正しく理解するとは、固定的な見方をするのではなく、多様性を知り、一人一人の生き方・在り方を尊重し、認め合うことです。本資料と併せて、以下の資料を活用ください。

平成26年度 法務省委託 人権啓発ビデオ  
「あなたが あなたらしく生きるために」  
【性的マイノリティと人権】

企画 法務省人権擁護局  
公益財団法人 人権教育啓発推進センター  
監修 宝塚大学看護学部教授 日高 庸晴



## 1 「性的マイノリティ」とされる児童生徒

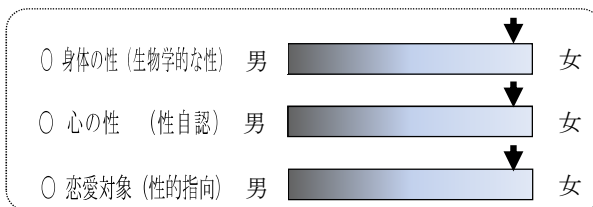
### (1) 性的指向

性的指向とは、どの性を好きになるかを言います。身体と心の性は女性で、女性を好きになる人の**レズビアン**（Lesbian：女性同性愛者）、身体と心の性は男性で、男性を好きになる人の**ゲイ**（Gay：男性同性愛者）、身体と心の性は男性で、男性も女性も好きになる人の**バイセクシュアル**（Bisexual：男性両性愛者）、身体と心の性は女性で、男性も女性も好きになる人の**バイセクシュアル**（Bisexual：女性両性愛者）があります。

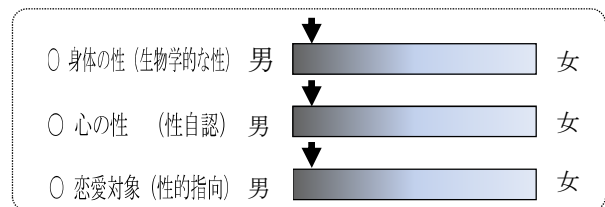
### (2) セクシュアリティの要素から見た多様な性

	同性愛		両性愛 (バイセクシュアル)	
	レズビアン	ゲイ	男性両性愛者	女性両性愛者
身体の性（生物学的な性）	女	男	男	女
心の性（性自認）	女	男	男	女
恋愛対象（性的指向）	女	男	男・女	男・女

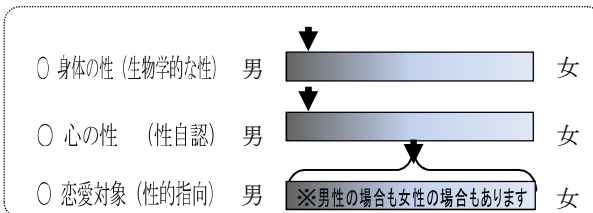
#### <レズビアンの場合>



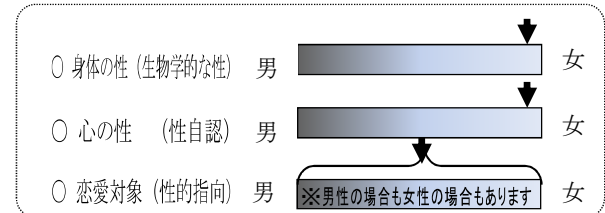
#### <ゲイの場合>



#### <バイセクシュアル（身体の性が男性）の場合>



#### <バイセクシュアル（身体の性が女性）の場合>



※ 矢印の位置は人によって異なるため、上の図はあくまでも一つの例を示しています。

※ 上記以外に、身体の性が判別しにくい性分化疾患（インターセックスと呼ばれる場合もあります）、心の性や恋愛対象などが特定しにくいクエスチョニング、性的欲求を持たないエイセクシュアル（アセクシュアル）などがあります。日常的にいろいろなことを男性・女性と二つの枠組みで考えがちですが、実際のセクシュアリティは多様です。

※ 性分化疾患(DSDs：Disorders of Sex Development)

性に関する身体の発達状態は個人差が大きく多様です。生まれた時に、見た目では性別がわかりにくい場合があります。胎児期の発達の多様性であり、70種類以上の状態が知られています。医療的な治療が必要な場合もありますが、それぞれの個性の一つです。

## 2 「性的マイノリティ」に係る国連の動き

### (1) 人権理事会

性的指向や性同一性障害は、扱いが難しい、微妙な問題であるという人たちがいます。その気持ちはわかります。実際、私も若い頃、成長する過程で、同世代の多くの人たちと同じく、そうした問題について話しをしたことはありませんでした。しかし、私は声をあげて学ぶことができました。それは生命にかかわる問題だからです。あらゆる場所で、あらゆる人の権利を守ることが、国連憲章と世界人権宣言によって私たちに課された責務だからです。【2012(平成24)年3月7日 国連事務総長の演説】

### (2) 自由権規約委員会

締約国は、性的指向及び性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強

化し、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、またこうした固定観念、偏見及び嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。締約国はまた、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。【2014(平成26)年8月20日 自由権規約委員会】

【参考】

＜オリンピック憲章＞

このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

【2015(平成27)年8月2日 国際オリンピック委員会】

＜東京2020 大会開催基本計画＞

6.2.3 文化・教育

(4) 多様性を尊重する心の醸成

人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的及びその他の考え方、国籍、社会的起源、資産、家系、障がいの有無に関わらず、多様性を尊重できる心の育成

【2015(平成27)年2月 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会】

3 「性的マイノリティ」に係る国の動き

人権教育・啓発に関する基本計画【2002(平成14)年3月 法務省】

同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

啓発活動年間強調事項【2009(平成21)年12月～ 法務省】

【性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう】

同性愛者など性的指向に関して少数派の人々への根強い偏見があり、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

【性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう】

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、性同一性障害者に対する偏見や差別が存在しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

「子ども・若者ビジョン」【2010(平成22)年7月 子ども・若者育成支援推進本部(内閣府)】

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施します。

自殺総合対策大綱【2012(平成24)年8月 内閣府】

自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。

「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第4版)」【2012(平成24)年(公社)日本精神神経学会】

思春期の性別違和感をもつ子どもに対する二次性徴抑制療法や引き続いての性ホルモン療法が可能となっている。

第4次男女共同参画基本計画【2015(平成27)年12月 内閣府】

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進める。

【作成協力者】

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| ・ 康 純 (大阪医科大学准教授)    | ・ 繁内 幸治 (BASE KOBE) |
| ・ 中塚 幹也 (岡山大学大学院教授)  | ・ LGBTの家族と友人をつなぐ会   |
| ・ 日高 庸晴 (宝塚大学看護学部教授) |                     |

## 1 いのち対策室（兵庫県健康福祉部障害福祉局）から

### 【性的マイノリティの自殺念慮の高さ】（※1）

- 同性愛や両性愛の男性の自殺未遂率は、異性愛男性に比べて約6倍高いとの調査結果があります。
- 性同一性障害の人の7割が自殺を考えたことがあり、2割の人が自殺未遂をしているという報告があります。

### 【性的マイノリティと社会環境】（※1）

- 私たちの周りには、同性を好きになることや性別を変更すること、身体の性別が判断しにくいことへの誤解や偏見が根強くあり、周囲の無知・無関心のためにいじめやハラスメントを受けやすい環境があります。
- 多様なセクシュアリティへの否定は、家族、学校、地域、職場、メディアなどの様々な場面で行われ、自尊心や自己肯定感が形成されにくく、うつ病などの精神疾患の発症や年齢や性別を問わず様々な形の暴力にさらされる恐れが高いです。

### 【性的マイノリティへの接し方】（※2）

- ステレオタイプな見方でひとくくりにせず、個々の多様性を尊重したうえで、あるがままの存在を理解しましょう。
- 学齢期の早い段階で、多様性について肯定的なメッセージを送りましょう。
- 心の悩みなどつらいことがあれば、先生やスクールカウンセラー、信頼できる人や精神保健福祉センター等の専門機関に相談するよう伝えましょう。

【参考】 ※1 平成26年版自殺対策白書（内閣府）

※2 「子どもの“人生を変える”先生の言葉があります。」（リーフレット）

（平成26年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業 個別施策層のインターネットによるモニタリング調査と教育・検査・臨床現場における予防・支援に関する研究）

## 2 疾病対策課（兵庫県健康福祉部健康局）から

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（厚生労働省）において、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を実施することが必要な個別施策層として、性に関する意思決定や行動選択に係る能力について形成過程にある青少年、外国人及び性的指向の側面で配慮の必要なMSM（男性間で性行為を行う者）などが挙げられます。

### 正しく知ろう、HIVとエイズ

HIVとは、ヒト免疫不全ウイルスのことです。エイズ（AIDS）は、後天性免疫不全症候群のことで、エイズはHIVに感染することで発症します。HIVの感染経路は、性行為による感染が圧倒的に多く、特に男性同性間性的接触による感染が過半数を占めます。

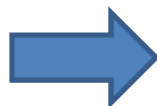
### 日本では？

新規HIV感染者・エイズ患者の報告数は減っていません。2007年以降、常に1,500件前後の新規報告が続いている状況です。

### 兵庫県では？

新規HIV感染者・エイズ患者の報告数は、2014年は若干減少したものの増加傾向が続いていました。性別は男性が94%、感染経路は男性同性間性的接触が82%を占めています（2014年）。

正しい知識で予防行動を！  
感染経路が限られているので  
予防できます。



・コンドームを正しく使用すればHIV感染は防げます。  
・誰もが性の在り方について理解を深め、お互いの身体を大切にしようとする行動が必要です。

【もっと詳しいことが知りたい、相談したい・・・】

HIV/エイズについて県内の保健所・健康福祉事務所で相談できます  
検査は無料・匿名で受けられます（県ホームページに掲載。エイズ 兵庫県で検索）

## 「性的マイノリティ」に対する正しい理解のために

1 セクシュアリティの要素から、自分の性がどの位置にあるかを書き込まずに各自で確認しましょう。

<input type="radio"/> 身体の性（生物学的な性）	男	<div style="width: 100px; height: 15px; background-color: #cccccc;"></div>	女
<input type="radio"/> 心の性（性自認）	男	<div style="width: 100px; height: 15px; background-color: #cccccc;"></div>	女
<input type="radio"/> 恋愛対象（性的指向）	男	<div style="width: 100px; height: 15px; background-color: #cccccc;"></div>	女

2 社会や学校の中で、「男」と「女」に区別されているものにどんなものがあるかを話し合しましょう。

3 トランスジェンダー(性自認)やレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル(性的指向)等について、見聞きした経験を話し合しましょう。

(性自認)	(性的指向)

4 トランスジェンダー(性自認)やレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル(性的指向)等の児童生徒が抱える不安や悩みについて考えましょう。

(性自認)	(性的指向)

5 「4」で考えたことを踏まえ、当該児童生徒に対して一人一人の教職員がどのような支援を行うことができるか考えましょう。

6 人権教育を通して、すべての児童生徒にどのような意識や態度を養うことが必要かを考えましょう。